

令和2年度  
一般廃棄物処理実施計画

南部桧山衛生処理組合

# 目 次

1. 目 的	1
2. 計画期間	1
3. 計画区域	1
4. 処理計画量	2
4-1 排出量の見込み	2
4-2 発生・排出抑制計画	3
4-3 収集・運搬計画	4
5. 廃棄物処理施設の概要	9
6. 啓発・推進計画	10
参 考	11

(一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧)

## 令和2年度南部桧山衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

### 1. 目的

南部桧山衛生処理組合管内における廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、最終処分量の削減を目的とし、その処理計画を定めることを目的とする。

### 2. 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

### 3. 計画区域

計画区域は、次のとおりとする。

収集区域	面積	人口	備考
江 差 町	109.48 km <sup>2</sup>	7,487人	
上ノ国町	547.71 km <sup>2</sup>	4,704人	
厚沢部町	460.58 km <sup>2</sup>	3,778人	
乙 部 町	162.59 km <sup>2</sup>	3,606人	
八雲町熊石	220.38 km <sup>2</sup>	2,113人	
合 計	1500.74 km <sup>2</sup>	21,688人	

\*面積は令和元年10月1日現在 国土交通省統計による。

\*人口は令和2年1月31日現在 住民基本台帳（住基ネット）による。

#### 4. 処理計画量

南部会山衛生処理組合（構成町：江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町熊石）の行政区域内から発生する一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物を処理する。

##### 4-1 排出量の見込み

###### 受入れごみ量

ごみの種類	計画受入量 (t)	処理方法及び品目
収集ごみ	4,247	
可燃ごみ	3,092	焼却
不燃ごみ	1,046	破碎・焼却・埋立
資源ごみ	109	選別・圧縮
直接搬入ごみ	2,955	
可燃ごみ	1,741	焼却
不燃ごみ	615	破碎・焼却・埋立
粗大可燃ごみ	182	焼却
粗大不燃ごみ	153	破碎・焼却・埋立
資源ごみ（可燃系）	62	選別（古紙・段ボール）
資源ごみ（不燃系）	202	選別（金属類・発泡）
計	7,202	

###### 処理量

ごみの種類	処理計画量 (t)	備考
焼却量	6,215	
可燃ごみ	3,092	
直接搬入可燃ごみ	1,741	
粗大可燃ごみ	182	
破碎後可燃物	1,200	破碎後の可燃ごみ
破碎量	1,814	
不燃ごみ	1,046	
直接搬入不燃ごみ	615	
粗大不燃ごみ	153	
資源回収量	373	
スチール・アルミ	311	金属類含む
古紙・段ボール	62	
発泡スチロール	0	
計	8,402	

## 埋立量

ごみの種類	処理計画量(t)	備考
焼却固化物	438	
焼却鉄分	33	
焼却不燃物	394	
可燃直接埋立	28	
粗大不燃物	402	
粗大結束物	277	民間処分場へ搬出115 t
粗大直接埋立	15	
計	1,587	

事業所から排出される「発泡スチロール・廃乾電池」は産業廃棄物となっていますが、「あわせ産廃」として受入しています。但し、単品での搬入は産業廃棄物扱いとなりますので注意して下さい。

「あわせ産廃」・・・一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物。

### 4-2 発生・排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制を推進するため、住民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動する。

#### (1) 住民の役割

- ① 物を修理して大切に使う生活習慣確立など、ライフスタイルの見直しを図る。
- ② 不用品の有効利用をする。
- ③ 使い捨て商品を自粛する。
- ④ リターナブル容器、詰替え商品などの購入に努める。
- ⑤ 簡易包装に協力する。
- ⑥ マイバック運動に努める。

#### (2) 事業者の役割

- ① 事業活動に伴うごみ減量化、再資源化に努める。
- ② 使い捨て商品を自粛する。
- ③ 簡易包装に協力する。
- ④ 販売した商品の自主回収に努める。

- ⑤ 再生品の使用に努める。

### (3) 行政の役割

- ① 住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制等に関する計画的な施策の推進に努める。
- ② 廃棄物に関する教育、広報活動を強化し、関係者全体の意識啓発に努める。
- ③ 回収拠点の整備、住民参加型のイベント開催等、減量化、再資源化についての環境作りに努める。
- ④ 簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛などの方策を促進する。
- ⑤ 事務用品、公共事業における再生品の使用に努める。
- ⑥ 各構成町と協力し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に努める。

## 4-3 収集・運搬計画

### (1) ごみの分別及び排出方法

家庭系ごみについては、次に掲げる分別区分ごとに定められた排出方法により排出する。

#### ① 燃やせるごみ

○収集回数

週2回

○排出形態

指定容器

○収集方式

戸別収集（一部ステーション方式）

○ごみの種類

◆台所ごみ

- ・料理くず、果物皮、卵の殻 魚の骨、廃食用油（固めたもの、布等にしみ込ませた

もの) 貝殻、コーヒーやお茶のだしがらなど。

◆紙おむつ

・紙おむつの汚物はトイレに流してください。

◆ダンボール

・指定容器に入る大きさにして排出してください。

◆カップ麺の容器

・紙製のみ

◆木くず

・木ぎれ(長い物は指定容器に入るように切って下さい) 割り箸、木製台所用品など

◆布類・繊維類

・シャツ、トレーナー、パンツ、ストッキング、ズボン、スカート、靴下など。

◆その他

・ペットの砂、湿布類、使い捨て保冷剤など。

○注 意

※じゅうたん、カーペット、毛布、敷布などを指定容器で排出する場合は、必ず

50cm四方以内に切って出して下さい。

※生ごみは水切りをして出しましょう。

※ごみは収集当日の朝に出しましょう。

※収集日が祝祭日の場合は収集しませんので注意して下さい。

② 燃やせないごみ

○収集回数

2週に1回

○排出形態

指定容器

○収集方式

## 戸別収集（一部ステーション方式）

### ○ごみの種類

#### ◆プラスチック類等

- ・プラスチック製品、ビニール類、発泡スチロール、トレイ、ラップ、ホイル類、カップ麺の容器（発泡スチロール製品）

#### ◆缶・ビン・ガラス類

- ・スプレー缶、化粧水ビン、酒類ビン、鏡、レンズ、コップ、グラスなど。

#### ◆陶器・金属類

- ・茶碗、お皿、金属製台所用品など。

#### ◆小型電気製品

- ・扇風機、ポット、炊飯器、電子レンジなど（指定容器に入る大きさの物）

#### ◆合成皮革（ゴム）等

- ・はき物（靴類、サンダル類） バッグなど

#### ◆その他

- ・使い捨てカイロ、乾電池、空ガスライター、CDなど

### ○注 意

※缶、びん等の中身は取り除いてください。

※スプレー缶は**使い切り、屋外などの風通しの良いところで**穴を開けてガスを抜いてから出しましょう。

※ガスライターもガスを抜いてから出しましょう。

※乾電池を使用している機器については、火災のおそれがあるので、必ず抜いて出して下さい。

※収集日が祝祭日の場合は代替え収集となる地域もありますので、収集カレンダーで確認して下さい。

### ③ 粗大ごみ

○収集はしておりませんので、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼するか、自分で持ち込んで下さい。

○粗大ごみの目安は指定容器（大）に入らない大きさです。

○ごみの種類

◆タンス、机、椅子、自転車、ベッド、ソファ、煙突、本棚、スノーダンプ、じゅうたん、カーペット、ストーブ、スキーなど。

○注 意

※粗大ごみシールを貼っても収集しません。

※各自治体や町内会で収集している場合がありますので、役場若しくは町内会に確認して下さい。

※じゅうたん、カーペット、毛布等については、50cm四方に切って指定容器に入れた場合は一般収集に出すことができます。

### (2) 自己搬入の持ち込み方

① きちんと分別して透明、あるいは半透明の袋に入れて下さい。

② 分別していないごみ、中が確認出来ない容器（段ボール・黒い袋など）に入れているごみは受入できません。

③ 容器に入ったものや包装などについても、できる限り分別して下さい。

④ 降ろしやすいように分けて積んで下さい。

例》前に燃やせるごみ、後ろに燃やせないごみなど

⑤ 2t以上のトラックで搬入する場合は、必ず事前にセンターに連絡して下さい。

⑥ 施設内は危険ですので職員の指示に従って下さい。

### (3) 施設で受入出来ないごみ

① 家電リサイクル製品（家電販売店等に問い合わせ下さい）

◆テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機、パソコン

※パソコン及びモニターのメーカー回収申込窓口は、各メーカーまたは、パソコン3R推進協会となっております。「PC3R」で検索して下さい。

② 適正処理困難物（組合で処理出来ない物）

◆自動車のタイヤ、農薬、劇物、有害物、危険物、廃油、バッテリー、消火器、ガスボンベペンキなど。

③ 産業廃棄物

※産業廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼するか、産業廃棄物処理施設へ持ち込んで下さい。

◆建設業、漁業、農業、畜産物、製造業など、事業活動に伴って生ずる廃棄物の中で、「産業廃棄物」に指定されているもの。

※建築廃材などは個人の場合でも、一般廃棄物として処理できないものがあります。

(4) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であり、自らが直接施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼して施設に搬入して下さい。

## 5. 廃棄物処理施設の概要

### (1) 処理施設

施設	設置場所	管理体制	施設規模
焼却処理施設	檜山郡江差町字田沢町 681番地	委託	准連続燃焼式焼却炉（流動床炉） 焼却能力 44 t/日 (22 t/16h×2基) 前処理設備、ろ過集じん器、有害ガス除去装置、給排水設備、排水処理設備、通風設備、灰固形化装置、余熱利用設備
破碎処理施設	檜山郡江差町字田沢町 681番地	直営	破碎能力 13 t/5h 前処理破碎機、破碎機、粒度別選別装置、風力選別装置、アルミ選別機、金属圧縮機、結束機、集じん設備
最終処分地施設	檜山郡江差町字柳崎町 9番地	委託	管理型処分施設 ・埋立処分施設 埋立面積 29,000㎡ 埋立容量 97,000㎥ ・浸出水処理施設 処理能力 60㎥/日 カルシウム除去＋生物処理（回転円板方式）＋凝集沈殿＋滅菌

## 6. 啓発・推進計画

### (1) 啓発活動の強化

- ① ごみ処理に対する意識啓発を図るため、住民や事業者への情報提供を強化する。
- ② ごみの減量化について、ホームページを活用して住民や事業者と情報の共有化を図り相互理解を深める。
- ③ 組合構成各町と連携し、地域子供会や自治会の集団回収による資源化の啓蒙啓発を推進する。

### (2) 環境教育の充実

- ① 組合構成町全ての小学校から「ごみ処理に関する標語」を募集し、優良作品については、毎年作成する「ごみ収集カレンダー」に掲載し、ごみに関する意識の向上を図る。又、施設見学などの活動に積極的に取り組み、**家庭からごみ分別の徹底や、3Rの実践励行など意識の向上を図る。**

参 考

○一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

一般廃棄物収集運搬業の取扱い内容一覧表（令和2年3月 現在）

江 差 町	
業 者 名	許 可 内 容
有限会社 江差清掃 江差町字豊川町 49 番地の 1 TEL 0139-52-0221	事業活動により生じた一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
有限会社 中川清掃社 江差町字上野町 34 番地 TEL 0139-52-2731	事業活動により生じた一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
株式会社 田畑建設 江差町字伏木戸町 634 番地 TEL 0139-52-0586	家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）の収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 4 月 15 日～令和 2 年 4 月 14 日
株式会社 道南土木 江差町字伏木戸町 634 番地 TEL 0139-52-1725	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）の収集・運搬、道路維持管理の清掃に関する空き缶類、動物の死骸の収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 2 月 23 日～令和 2 年 2 月 22 日
江差運送 株式会社 江差町字陣屋町 153-4 TEL 0139-52-0370	家電販売店よりの廃家電製品の処理施設までの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 5 月 15 日～令和 2 年 5 月 14 日
北清えさし株式会社 江差町字愛宕町 18 番地 TEL 0139-52-6100	事業活動により生じた一般廃棄物の収集運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集運搬、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）、伐根・伐採木・伐開物（笹・笹根と土砂の混合物）（すき取り物）（草・草根と土砂の混合物）、組合で処理できない動物の死体、組合で処理できない廃プラスチック、組合で処理できない紙くず、組合で処理できない動植物性残さ、一時的に大量に発生される海岸漂流物・流木、一時的に大量に発生される不法投棄物、漁網やロープ等の適正処理困難物、適正分別困難物、漁業系一般廃棄物  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日
若山工務店 江差町字南が丘 7-10 TEL 0139-52-0478	家屋改修または家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）の収集運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 5 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日

上ノ国町	
業 者 名	許 可 内 容
北海環境衛生 株式会社 上ノ国町字大留 140 番地の 2 TEL 0139-55-2799	事業活動により生じた一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
株式会社 若狭組 上ノ国町字大留 140 番地の 2 TEL 0139-55-2141	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）の収集・運搬、道路維持管理の清掃に関する空き缶類、動物の死骸の収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 5 月 25 日～令和 3 年 5 月 24 日
株式会社 杉野商事 上ノ国町字早瀬 299 番地 TEL 0139-55-4661	家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 7 月 17 日～令和 3 年 7 月 16 日
京谷建設工業 株式会社 上ノ国町字中須田 5 番地 TEL0139-55-3756	一般家庭により排出される粗大ごみ  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 7 月 25 日～令和 3 年 7 月 24 日
株式会社 小林建設 上ノ国町字大留 151 番地 TEL 0139-55-2038	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）、一時多発的一般廃棄物（流木・海藻等）、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 6 月 14 日～令和 2 年 6 月 13 日
有限会社 桧山工業 上ノ国町字大留 140 番地の 2 TEL 0139-55-1253	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）、海浜漂流物（漂着物等）、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物）、粗大ごみ  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 9 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日
有限会社 飯川建設 上ノ国町字北村 236 番地 TEL 0139-55-2631	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 11 月 1 日～令和 3 年 10 月 31 日

厚 沢 部 町	
業 者 名	許 可 内 容
株式会社 佐々木総業 厚沢部町字新町 223 番地の 2 TEL 0139-67-2226	木くず（剪定枝、流木、伐根、伐採木）、伐開物（草・笹・草の根等）、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物）、紙くず（古紙・ダンボール等）、海浜漂着物（漂流物等）、一時多発的一般廃棄物（不法投棄物等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 3 月 28 日～令和 3 年 3 月 27 日
有限会社 伊勢清掃社 厚沢部町赤沼町 6 番地の 3 TEL 0139-67-2157	事業活動により生じた一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
能登谷建設 株式会社 厚沢部町本町 108 番地 TEL 0139-67-2157	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 5 月 10 日～令和 3 年 5 月 9 日
株式会社 ヤマゲン運輸 厚沢部町字美和 1085 番地の 1 TEL 0139-67-2324	一時多発的一般廃棄物（流木・海藻等）、瓦礫の燃え殻付着物  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日
株式会社 厚建運輸 厚沢部町字上里 154-1 TEL 0139-64-3362	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 9 月 20 日～令和 3 年 9 月 19 日
株式会社 西里清掃 厚沢部町字新町 166 番地の 19 TEL 0139-64-3705	事業系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

乙 部 町	
業 者 名	許 可 内 容
有限会社 伊藤清掃 乙部町字緑町 65 番地 TEL 0139-62-2153	事業活動により生じた一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
株式会社 大坂建設 乙部町字栄浜 381 番地 TEL 0139-62-2936	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 5 月 10 日～令和 3 年 5 月 9 日
株式会社 シグマ 乙部町字緑町 243 番地の 2 TEL 0139-62-3910	木くず（剪定枝、流木、伐根、伐採木）、伐開物（草・笹・草の根等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 9 月 16 日～令和 3 年 9 月 15 日
株式会社 林組 乙部町字緑町 243 番地の 2 TEL 0139-62-2131	木くず（剪定枝、流木、伐根、伐採木）、伐開物（草・笹・草の根等）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 9 月 16 日～令和 3 年 9 月 15 日

八雲町熊石地区	
業 者 名	許 可 内 容
有限会社 折戸清掃 八雲町熊石鮎川 210 番地の 1 TEL 01398-2-3837	事業活動により生じた一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬、一般家庭より生じた粗大ごみの収集・運搬  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
八雲砕石 株式会社 八雲町熊石鮎川 27 番地 TEL 01398-2-2828	伐根・伐採木・伐開物（草・笹・草の根）、一時多発的一般廃棄物（流木・海藻等）、事業系一般廃棄物（現場から発生する生活系廃棄物）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 1 月 30 日～令和 3 年 1 月 29 日
株式会社 星五産業 八雲町熊石花浦 87 番地の 10 TEL 01397-62-3816	家屋整理や引越等に伴う一般家庭からの粗大ごみ、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物）、紙くず（古紙・ダンボール等）、一時多発的一般廃棄物（不法投棄物等）  ※許可の区域 乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 30 年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日
株式会社 熊谷工務店 八雲町熊石泊川町 862 番地 4 TEL 01398-3-8657	家屋改修または家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物）  ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

その他	
業 者 名	許 可 内 容
株式会社 馬場本商店 函館市西桔梗 112 番地の 2 TEL 0138-49-6668	家電販売店よりの廃家電製品の処理施設までの収集運搬 ※許可の区域 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・八雲町熊石地区 ※許可の期間 令和元年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日